



自治会へ未加入の方は 広報紙の継続申込みが必要です

問 総務課 情報公聴係 ☎77・3921

令和8年10月号から、「広報しばやま」は、自治会に加入している世帯には、各区長を通じて回覧で配布します。

■区長の皆様へ

10月1日(木)から、広報紙と回覧文書は、町職員または関係機関の職員が区長宅へ直接お届けします。お届けした広報紙は区内各世帯へ配布し、回覧文書はこれまでと同様に区内で回覧していただきますようお願いいたします。

■町民の皆様へ

この変更に伴い、自治会に加入している方への町からの個別送付は、令和8年9月号をもって終了します。10月号以降は、自治会を通じて回覧でお受け取りください。

一方、自治会に加入していない方で、10月号以降も広報紙の送付を希望する場合は、新たに申し込みが必要です。なお、現在、広報紙が個別に送付されている方も、自治会に加入していない場合は、自動的に継続されません。

引き続き送付を希望する方は、必ずお申し込みください。

■申し込みが必要な方

自治会に加入しておらず、令和8年10月号以降も「広報しばやま」の個別送付を希望する方

・申込み方法

左記の二次元コードを読み取り、申込みフォームから必要事項を入力してください。

※申し込み後は、原則として翌月号から送付します。ただし、申込日が20日以降の場合は、翌々月号からの送付となります。
10月号の個別送付は、8月1日(土)～9月20日(日)までにお申し込みください。

☆自治会に未加入の方はこちらからお申し込みください。



▲広報しばやま個別郵送申請フォーム



年金制度に加入している方 年金は予約相談をご利用ください

問 町民税務課 国保年金係 ☎77・3912

日本年金機構では、全国の年金事務所・街角の年金相談センターで、年金相談や年金請求手続きについて、予約相談を実施しています。待ち時間の少ない予約相談をご利用ください。

■予約相談のメリット

- ・ご都合に合わせて、スムーズに相談できます。
- ・相談内容にあったスタッフが事前に準備のうえ丁寧に対応します。

※混雑状況によっては、時間通りに案内できない場合があります。

■受付

予約相談希望の1か月前から前日まで受け付けています。
※ご予約の際は、基礎年金番号のわかるもの(年金手帳や基礎年金番号通知書など)をご用意ください。

■予約受付専用電話

☎0570-0514890
・050で始まる電話の場合
☎(東京)03-66317512
※受付時間は平日午前8時30分～午後5時15分です。
※土日祝日および年末年始は利用できません。

■電話での相談窓口

年金相談に関する一般的なお問い合わせは、左記の番号におかけください

・ねんきんダイヤル
☎0570-051165

■営業時間内に相談できない場合

日本年金機構のホームページから「相談チャット」をご利用ください。(24時間自動対応)

■年金事務所などの混雑時期

混雑する月
2月、3月、4月、6月、10月
混雑する曜日
月曜日、水曜日、木曜日、第二土曜日



福祉関係の各種手当 障害を事由とした手当のご案内

問 福祉課 福祉係 ☎77・3914

それぞれの対象要件に該当する方は、次のとおり各種手当の支給が受けられます。

特別児童扶養手当

精神または身体に障害のある20歳未満の児童を扶養している父母などに支給されます。

■支給額(令和8年4月以降)

障害の程度に応じて、次のとおり支給額が決定します。

【1級】58,450円/月

【2級】38,930円/月

※認定請求の翌月分から支給され、原則として年3回、指定口座に振り込まれます。

■その他

- ・支給の対象となる障害の程度はおおむね中度ですが、ケースによって異なるため、詳細はお問い合わせください。
- ・所得制限があり、限度額を超える場合は支給されません。
- ・すでに受給している方は、所得状況届の提出が必要です。
- ※提出書類の案内(8月上旬に送付)を確認の上、9月11日(金)までにご提出ください。

特別障害者手当・障害児福祉手当

【特別障害者手当】

身体または知的・精神に重度の障害があり、日常生活で常時特別な介護が必要な20歳以上の在宅障害者で、次のいずれかに該当する方に支給されます。

①重度の障害が二つ以上ある方

②重度の障害が一つあり、他の障害が二つ以上ある方

③重度の障害が一つあり、その障害のため日常生活で常時特別な介護を必要とする方

【障害児福祉手当】

身体または知的・精神に重度の障害があり、日常生活で常時介護が必要な20歳未満の在宅障害児で、次のいずれかに該当する児童に支給されます。

①重度の障害が一つ以上ある方

②身体または知的・精神に合併障害のある方

※前記の対象要件は参考としてご確認ください。

■支給額(令和8年4月以降)

【特別障害者手当】

30,450円/月

【障害児福祉手当】

16,560円/月

※認定請求の翌月分から支給され、原則として年4回、支給月の前月までの手当が指定口座に振り込まれます。

■その他

- ・所得制限があり、限度額を超える場合は支給されません。
- ・すでに受給している方は、所得状況届の提出が必要です。
- ※提出書類の案内(8月上旬に送付)を確認の上、9月11日(金)までにご提出ください。

在宅重度知的障害者および ねたきり身体障害者福祉手当

在宅で生活する20歳以上の重度知的障害者およびねたきり身体障害者の方本人もしくは、その介護人へ支給されます。

■支給対象者

【在宅重度知的障害者】

満20歳以上の在宅者で療育手帳の程度がA、Aの1、Aの2、Aの1、Aの2と判定される障害者および障害者相談センター長の発行する判定書において重度と判定された方

